

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液ろ過器樹脂出口第2弁のシリンダ下部よりエアリークが認められたため、原因調査後、対応検討	G III	
2	3号機	主蒸気系湿分分離器ドレンタンク（A）レベル制御器の通常時の選択状態表示において、同制御器「A-1」の選択表示ランプが点灯すべきところ、同制御器「A-2」の選択表示ランプが点灯しているため、原因調査後、対応検討	G III	
3	3号機	タービン建屋換気空調系の高圧復水ポンプ室空調機のベルト（4本）に緩みが認められたため、当該ベルトの張り具合を調整	G III	
4	4号機	主蒸気系主蒸気止め弁（No. 1, 3, 4）の点検において、弁体廻り止め用ピン溝に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
5	4号機	主低圧タービン（A）外部車室（上半）の浸透探傷検査において、指示模様 that 認められたため、当該部を修理	G III	
6	4号機	制御棒駆動水圧系挿入・引抜配管取替用部品についての材料識別番号の現場搬入前の確認において、レデューサ部の刻印番号とメーカー作成の品質管理記録シート記載の番号に相違（3件）が認められたため、対応検討	G II	
7	5号機	燃料交換機用計算機の冷却ファン異常を示す警報が発生し、同計算機が停止したため、当該冷却ファンを交換	G III	
8	5号機	原子炉建屋2階原子炉補機冷却系熱交換器室内の火災報知器が誤動作したため、同火災報知器を点検・修理	G III	
9	5号機	発電所構内の資材置場において、協力企業の作業員がトラックの荷台の上にて動工具の固縛作業後、荷台から降りようとした際、積もった雪により足を滑らせ、着地した際に左足かかと部を負傷したため、業務車両にて病院へ搬送及び対応検討	G II	
10	5号機	海水系配管サポートの外観検査において、同サポートの鋼材に腐食による穴が認められたため、当該鋼材を交換	G III	
11	5号機	復水脱塩装置用硫酸ポンプ（A・B）及び苛性ソーダポンプ（A・B）の点検において、六角穴付ボルトに腐食及びオイルピストン用パイプ接続部に劣化が認められたため、当該部品を全数交換	G III	
12	5号機	補助海水系ポンプ出口ストレーナの点検において、基礎ボルト締付部に発錆が認められたため、当該部を塗装修理	G III	
13	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用補機冷却海水系の空気冷却器入口海水配管ドレン弁の出口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）ストームドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	G III	
15	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A・B）の海水サンプリング配管フランジ部より海水の微量リーク（7秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
16	集中環境施設	所内蒸気系の工作機械設備建屋換気空調用蒸気入口元弁のグランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
17	集中環境施設	焼却工作建屋3階排気処理装置内の火災報知器が誤動作したため、当該火災報知器を点検・修理	G III	